

# 事務事業評価調書

平成19年6月1日現在

整理番号 7 - 1

事業名	子育て支援センター事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	風の子児童センター 児童センター
(計画事業名)		調書作成者職氏名	技師 斉藤智美
(細事業名)			

## 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業	非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実		
主要施策の分類	児童の健全育成環境の整備		
			【根拠法令等】
			【事務種類】 自治事務(その他・補助)

## 事業の説明等

事業の対象	(Who)	子育て家庭	受益者負担	有・無
事業の意図	(What)	地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、育児支援を図る。		
事業の手段	(How)	地域の子育て家庭への育児相談・子育てサークル支援・保育サービスの積極的実施		
事業の結果	(Outcome)	育児の喜びや楽しさを知り、安心して子育てができる。		

## 事業の執行状況

事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業実績値を記入					
【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
子育て支援センター事業						13年～19年	8,128,016円
遊びの広場	2,511人	3,736人	4,736人	4,800人			
センター開放	246日	284日	278日	290日			
育児相談	21件	28件	26件	30件			

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
育児相談 あそびの広場(毎週月・水・金親子教室の実施) 子育てサークルの推進 特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力(保育所開放) ミニ講演会の実施 保健福祉課への協力事業実施	広報「おうむ」掲載・子育て支援センター便り 【関係機関・関係部署との役割分担】 保健福祉課(保健係)・教育委員会(図書館)

## 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、育児不安等についての相談指導、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	乳幼児や学童の関わりを、児童センター内で開設していることから、場所的に検討の必要性がある。

## 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㊦ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共の事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当・<del>非該当</del></p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>㉑ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>㉑ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・<del>不可</del></p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・<del>不可</del></p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・<del>不可</del></p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・<del>非該当</del></p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・<del>無</del></p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>㉑ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>㉑ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>㉑ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

**事業の方向性**

[来年度に向けた事業の方向性]

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性  —  A選択の場合のみ  
(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性  —

(説明)

(説明)

# 事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 7 - 2

事業名	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	風の子児童センター 児童センター
調書作成者職氏名	技師 齊藤智美

## 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実	
主要施策の分類	児童の健全育成環境の整備	

【総合計画以外の計画・指針等】
【根拠法令等】
【事務種類】 自治事務(その他・補助)

## 事業の説明等

事業の対象 (Who)	保護者が労働等により、昼間留守家庭となる児童(小学生)	受益者負担	有・無
事業の意図 (What)	児童の健康管理と安全を確保することで保護者が安心して労働できる。		
事業の手段 (How)	適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図る。		
事業の結果 (Outcome)	学校終了後の安全な居場所となり、異年齢との係りをとおして自主性・社会性・創造性を培う。		

## 事業の執行状況

事業量の推移について記入

備考欄は直近年度の事業実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
放課後児童健全育成事業						10年～19年	2,517,098円
開設日数	306日	308日	308日	306日			
会員数	72人	76人	69人	80人			

## 事業計画の達成状況

③ 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
---	--------------------------

## 【本年度の事業実施スケジュール】

○受け入れ実施日 月曜日～土曜日・祝日  
 児童クラブ対応時間  
 ・平日 授業終了後～17:30 ・休校日(祝日・土曜日) 8:00～17:30 お弁当対応  
 安全確保 送迎・出欠について保護者との連携徹底  
 異年齢との関わり 一般活動児童と同じ遊びをとおして自主性・創造性を養う。

## 【町民への周知方法】

広報「おうむ」掲載  
 【関係機関・関係部署との役割分担】  
 町内各小学校・保育所

## 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	保護者が労働等により昼間留守家庭となる児童を対象に、生活の場・遊びの場を与えてその健全育成を図る。	
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業	
	代替案 スクラップ(廃止縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取	市街地区以外の希望者対応。
	関係部署等との調整	小学校
	国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】		

## 事業の評価

### 【雄武町が実施することの妥当性】

民間との役割分担 (1)行政としての役割 ○ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) ○ 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)
--	--

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>㉓ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>留守家庭となる児童へ「安全」と「遊びの場」を提供することにより、保護者が安心して労働する事ができる。</p>
<p>[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>㉓ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>保護者が安心して労働ができ、学童の放課後の安全な居場所となっている</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PF!・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>㉓ 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>㉓ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>㉓ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

**事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)

イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)

ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)

エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

(説明)

# 事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号 7 - 3

事業名	児童厚生施設活動事業(児童センター活動事業)
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	風の子児童センター 児童センター
調書作成者職氏名	技師 斉藤智美

## 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実	
主要施策の分類	児童の健全育成環境の整備	

【総合計画以外の計画・指針等】
【根拠法令等】
【事務種類】 自治事務(その他・単独)

## 事業の説明等

事業の対象 (Who)	全ての児童	受益者負担	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
事業の意図 (What)	健全な遊びを与えて、健康増進と情操を豊かにすることを目的とする。		
事業の手段 (How)	遊びの指導・体力増強指導		
事業の結果 (Outcome)	児童の魅力ある居場所となり健全育成が図られる。		

## 事業の執行状況

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
児童厚生施設活動事業						10年～19年	771,141円
行事体験活動	11回	9回	9回	9回			
移動児童館	15回	16回	18回	18回			
体力増進活動	14回	42回	40回	40回			

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
体力増強活動(心と体の健康づくり) 行事体験活動(各行事の実施)(文化伝承) 移動児童館(地域へ遊びの出席) 遊びの指導(異年齢集団の中で、遊びをとおして社会性を養う)	児童センター便り 広報掲載 新聞折込チラシ 【関係機関・関係部署との役割分担】 教育委員会・民生児童委員協議会・地域団体

## 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	児童に安全且つ創造的な遊び、活動を提供し、行事をとおして文化伝承を心がけ、その体験をとおして健全育成を図る。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 教育委員会・保健福祉課・民生児童委員協議会 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

## 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㊦ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) ㊦ 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>㉓ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>㉓ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>国・道補助負担金はなし</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>㉓ 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>㉓ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>㉓ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>



**事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】                  方向性の区分(選択例)                  A 継続                    ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)                    イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)                    ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)                    エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)                  B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)                  C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)                  D 廃止</p>	
<p>担当所管評価                  方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/>                  (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価                  方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p>	<p>(説明)</p>